



あかし交通安全だより 第15号

横断歩道は歩行者優先!! 「歩行者妨害」は交通違反!!

横断歩道の手前で
必ず一時停止!



ドライバーの皆さん

自動車教習所で習ったこと実践できていますか?

横断歩道を歩行者が横断、または、横断しようとしているときは、横断歩道の手前で一時停止して、歩行者の通行を妨害してはいけません。

～歩行者横断中の死亡事故～ 横断歩道上での発生が多発!

◎ 道路交通法第38条第1項

車両等は、(中略)横断歩道等によりその進路の前方を横断し、または横断しようとする歩行者等があるときは、当該横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない。

反則金～大型1万2千円、普通9千円、二輪7千円、原付6千円
点数～2点

※ 大型とは、大型自動車、中型自動車、準中型自動車等を示す。

兵庫県明石警察署

明石警察署交通総務係
078 - 922 - 0110(内線413)